

広島県
建設産業
ビジョン
2026

—持続可能な建設産業の実現に向けて—

(案)

広島県建設産業ビジョン 2026

《目次》

第1章 ビジョンの策定について	3
1 策定の趣旨	3
2 本ビジョンの概要	4
(1) 本ビジョンの位置付け	4
(2) 目指す姿	4
(3) 計画期間	4
第2章 本県の建設産業の姿	5
1 建設産業の役割.....	5
(1) インフラ整備の担い手	5
(2) 安全・安心な地域の守り手.....	6
(3) 地域の社会・経済活動の支え手.....	7
2 建設産業の現状.....	8
(1) 県内建設投資の動向.....	8
(2) 県内建設産業の担い手	9
(3) 県内建設事業者の経営状況.....	12
(4) 労働環境	14
3 前期計画（建設産業ビジョン 2021）の振返り.....	16
《分野1》確かな競争力を発揮する建設産業.....	16
《分野2》担い手確保と働き方改革	16
《分野3》建設産業の生産性向上.....	17
《分野4》災害時に力を発揮する建設産業.....	17
4 建設産業を取り巻く環境.....	18
(1) 取り巻く環境	18
(2) 新たな動き	18
5 本県建設産業の課題.....	19
(1) 担い手確保.....	19
(2) 生産性向上.....	19
(3) 地域における対応力強化	19
第3章 持続可能な建設産業の実現に向けて	20
1 方向性	20

2	取組の概要	20
3	分野別の取組方針	22
	分野 1 担い手確保	22
	■ 取組方針 1 : 処遇改善	22
	■ 取組方針 2 : 働き方改革	24
	■ 取組方針 3 : 担い手の確保・育成	26
	分野 2 生産性向上	28
	■ 取組方針 4 : インフラマネジメントにおける D X の推進	28
	■ 取組方針 5 : 新技術等の活用	30
	分野 3 地域における対応力強化	31
	■ 取組方針 6 : 地域建設産業の強化	31
	■ 取組方針 7 : 災害対応力の強化	33
	取組の土台 健全な競争環境の整備	34
	■ 取組方針 8 : 工事品質の向上	34
	■ 取組方針 9 : 公正な競争の促進	36
	《参考資料》 用語解説	37

第1章 ビジョンの策定について

1 策定の趣旨

建設産業は、県民生活に欠くことのできない社会・経済活動に不可欠な社会資本整備や、住宅・商業施設の整備等の担い手として、さらに、地域経済、特に中山間地域においては、経済・雇用を支える重要な産業として大きな役割を果たしています。

また、県民が道路などの公共土木施設を安全で快適に利用できるよう、維持業務や除雪などを行う社会資本の適切な維持管理の担い手としても活躍しています。

平成 30 年 7 月豪雨災害等の災害発生時においても、地域に精通した建設事業者が応急復旧などの迅速な対応を行い、その後も復旧・復興を現場で支えるなど、「地域の守り手」としての建設産業の重要性が改めて認識されたところです。

本県の建設投資は、平成 20（2008）年度にピーク時（平成 3（1991）年度）の 5 割以下まで減少した後、国の国土強靱化施策や平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興工事により公共建設投資が増加、さらに都市開発・設備投資等により民間建設投資も伸びたことにより、近年は回復傾向にあります。

一方、建設産業の担い手である技術者や技能労働者等については、高齢化が進むと同時に、若年者等の入職者も少ないことから、現場の担い手不足が常態化しており、技術の継承も危ぶまれる状況となっています。また、経営者の高齢化も進んでおり、今後廃業する建設事業者が増えていくことが懸念されます。さらに、地域によっては建設事業者の空白地帯が発生し、地域経済や県民の安全で安心な生活に支障が出ることも危惧されます。

こうした状況は全国各地で共通の課題となっており、政府では、持続可能な建設産業の実現と、そのために必要な担い手の確保を目的とした担い手 3 法の改正などを進めてきたほか、人手不足を解消するためのデジタル技術の活用等を推進しています。

これまで広島県では、地域の持続的な発展と安全・安心の確保に向け、持続可能な建設産業の実現を目指して「広島県建設産業ビジョン」を平成 23（2011）年、平成 28（2016）年、令和 3（2021）年にそれぞれ策定し、建設産業の課題に対応した施策・取組を実施してきました。今回、令和 3（2021）年に策定した「広島県建設産業ビジョン 2021」の計画期間が終了することから、建設産業における現下の課題や、建設産業を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「広島県建設産業ビジョン 2026」（以下「本ビジョン」という。）を策定します。

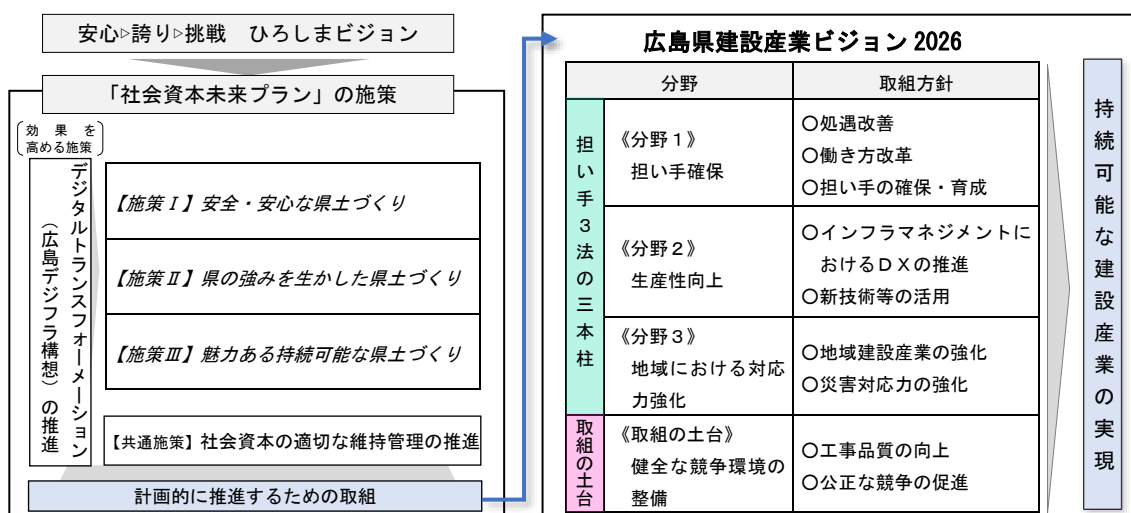
2 本ビジョンの概要

(1) 本ビジョンの位置付け

本ビジョンは、本県の総合計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を社会資本分野で実現するための基本計画である「社会資本未来プラン」の関連計画の一つであり、この「社会資本未来プラン」に掲げる施策を計画的に推進するための計画です。

社会資本整備等の担い手の確保・育成などに公共工事の発注を通じた先導的な取組などを行うことで、建設産業全体の取組をけん引することを目指します。

【本県計画体系における本ビジョンの位置付け】



(2) 目指す姿

次に掲げる目指す姿の実現に向け、現行計画における課題及び建設産業を取り巻く環境を踏まえ、社会資本整備等の担い手・地域の守り手である建設産業が将来にわたってその役割を果たし続けられるよう、「健全な競争環境の整備」を土台としつつ、第三次・担い手3法の改正目的である「担い手確保」「生産性向上」「地域における対応力強化」の三本柱に重点的に取り組みます。

【本ビジョンが目指す姿】

社会資本の整備・維持管理の担い手であるとともに災害時における地域の守り手でもある建設産業が、技術力・競争力の向上を図りつつ、持続的に確保・育成されることによって、社会資本の機能が適切に確保され、将来にわたって県民の安全・安心や社会経済活動が支えられている状態

(3) 計画期間

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）

第2章 本県の建設産業の姿

1 建設産業の役割

- 本県の建設産業は、インフラの整備、住宅・オフィス・商業施設の建築等により、まちづくり、地域づくりに貢献すると同時に、県内経済の中で本県の強みである製造業や観光業を支える重要な役割を占め、多くの雇用も生んでいます。
- 平成30年7月豪雨のような自然災害に対する防災・減災面でも不可欠な役割を果たしており、今後、人口減少・多発する災害・老朽化するインフラ等の課題を抱える地域社会において、課題に対する解決策を提供する産業としても高い期待を集めています。

(1) インフラ整備の担い手

道路、河川、港湾、公共建築物などのインフラは、安全で快適な県土づくりに欠かせないものであり、整備や既存施設の維持管理を適切に行いながら、将来の世代に引き継いでいくことが必要です。

また、優良なインフラの整備は、県民の日常の生活に不可欠であると同時に、本県の強みである製造業や観光業など、多くの産業が活躍するための土台でもあります。

これらインフラ整備に当たっては、高い安全性を確保するとともに、現場ごとに異なる自然条件を考慮することが必要であり、建設産業には、様々な分野の専門知識と、多様かつ高度な技能が求められます。

このように建設産業は、多くの経験の積み重ねと、常に進歩する新しい技術を駆使し、本県の持続的な発展に向けて、より良いインフラ整備を行う重要な役割を担っています。

【鞆未来トンネル】



【広島はつかいち大橋】



(2) 安全・安心な地域の守り手

① 平時の対応

公共施設を快適に利用できるよう、巡視・維持修繕・清掃・除草・設備点検などの日常の維持管理を行うとともに、積雪期は、昼夜・休日を問わず道路の除雪作業・凍結防止剤の散布を行うなど、建設産業は地域の安全・安心を守る重要な役割を担っています。

また、災害時の被害を軽減するための防災・減災面についても、建設産業はインフラの点検、整備等で大きな役割を果たしています。

【様々な維持管理業務】

分野	維持管理業務
道路	日々の道路巡視、除雪、道路施設（舗装・側溝・安全施設・道路照明等）の維持修繕、道路脇の除草、植栽管理 など
河川	河川施設（水門、堰、排水機場等）の維持修繕・設備点検、堆積土の撤去、堤防の除草、ダム設備点検、水位上昇時の水門の開閉 など
砂防	砂防・急傾斜地崩壊対策施設等の維持修繕 など
港湾	港湾・漁港施設の維持修繕、高潮時の防潮扉の開閉 など

② 緊急時の対応

平成30年7月豪雨災害や能登半島地震、熊本地震のように、近年、全国的に異常気象等による自然災害が激甚化・頻発化しています。このような台風・地震・豪雨等による突発的な災害や事故発生時には、情報収集のため迅速に巡回を行い、状況に応じて、道路の通行の確保、被害の拡大防止のための措置、地域のライフラインの復旧・確保などの初動対応を行うなど、建設産業は災害の最前線で活躍しています。

【緊急時の対応の様子】



（３） 地域の社会・経済活動の支え手

建設産業は、本県の県内総生産、就業者数に占める割合が、それぞれ 5.2%（令和 5（2023）年度）、7.5%（令和 2（2020）年度）となっており、特に中山間地域においては、総生産に占める割合が 10%を超えている市町もあるなど、本県の経済活動や雇用の維持・確保の面においても社会に貢献しています。

また、本県の第一次産業から第三次産業までのあらゆる産業分野で、建設産業が手掛けるインフラが活用されており、建設産業は本県の経済成長を支える存在となっています。

さらに、建設事業者は建設産業の業務以外でも様々なかたちで積極的に地域貢献を行っています。

【地域貢献の取組事例】

地域貢献	内容
アダプト活動認定団体としての活動	道路・河川の美化・清掃などのアダプト活動を通じて、社会資本の維持管理に貢献しています。
消防団協力事業所としての活動	従業員の消防団活動への配慮や入団促進など、地域防災に欠かすことのできない消防団の活動に積極的に協力しています。
協力雇用主としての活動	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力しています。
暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所としての活動	暴力団からの離脱者等の社会復帰を支援するため、離脱者等に対する社会復帰のための就労に関する支援に協力しています。

2 建設産業の現状

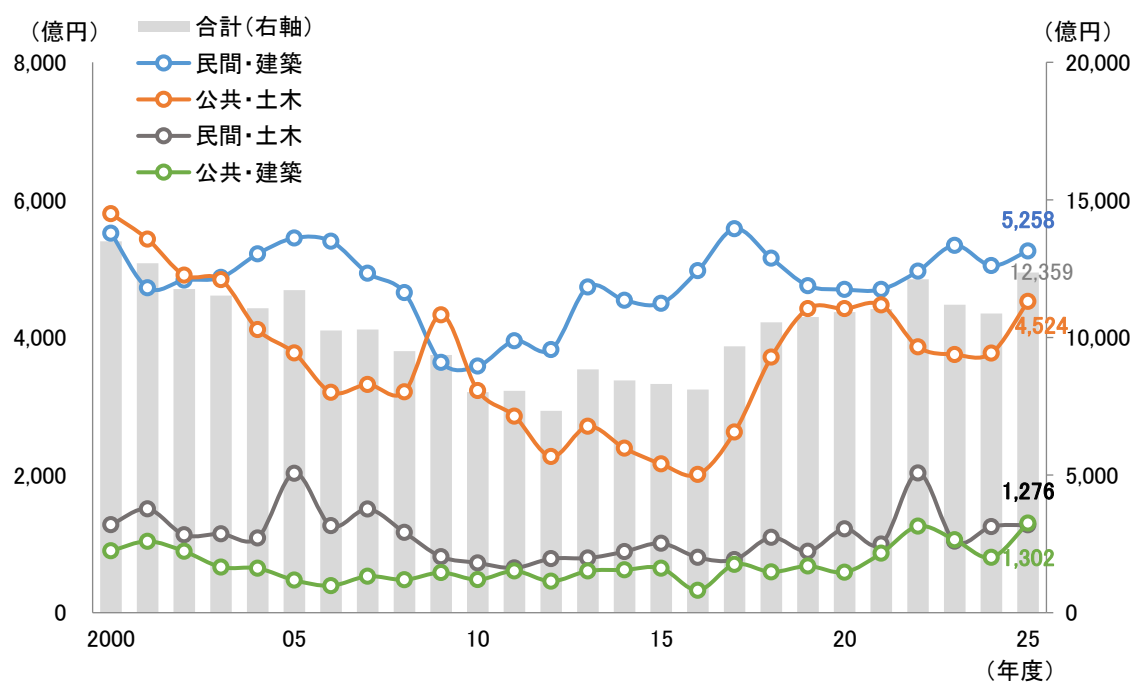
(1) 県内建設投資の動向

○ 広島県の建設投資額は近年回復傾向にあるものの、先行きは不透明な状況です。

本県の建設投資額は、平成 12 (2000) 年度の 1 兆 3,493 億円から減少傾向にあり、平成 24 (2012) 年度には 7,335 億円にまで落ち込みましたが、近年は国の国土強靱化施策や平成 30 年 7 月豪雨災害への対応、さらには民間の都市開発・設備投資が増加したことで、令和 7 (2025) 年度は 1 兆 2,359 億円まで回復しています。

しかし、資材高騰や人手不足が課題となっており、先行きは不透明な状況です。

【建設投資額の推移】



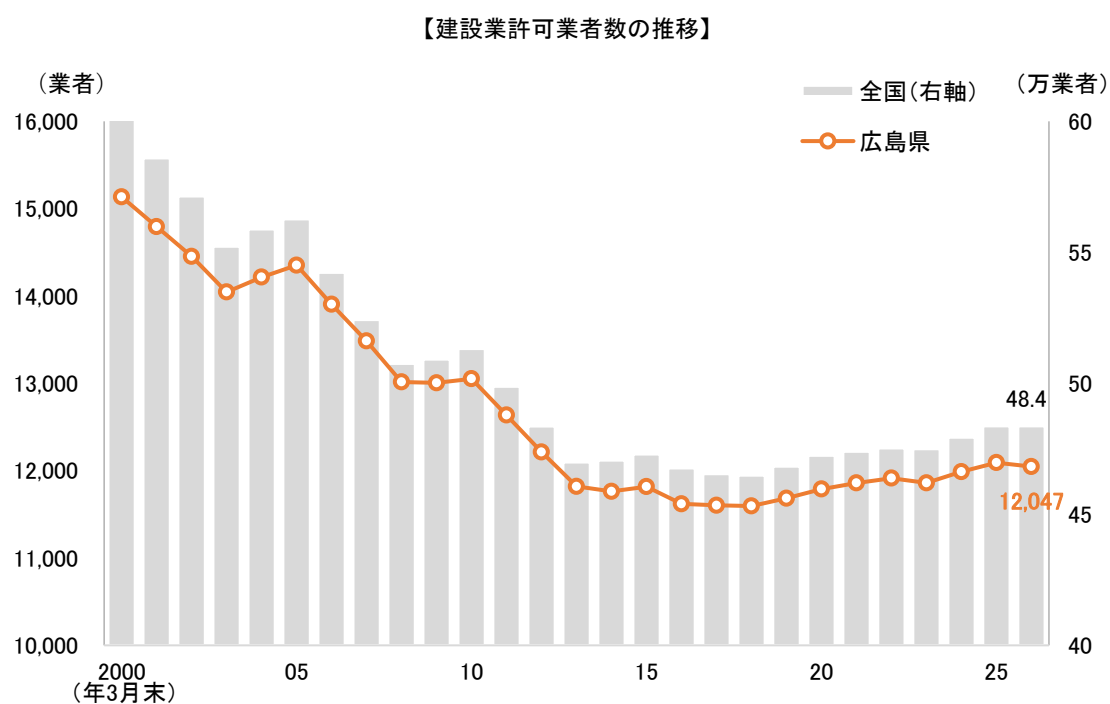
出典：CIIC「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）」報告書（以下、報告書）のデータ
（出所：国土交通省「建設総合統計」）を基に広島県が作成

（２） 県内建設産業の担い手

- 建設業許可業者数が増加傾向にある一方、建設業の就業者数は減少に歯止めがかからない状況です。
- 高齢化による退職者の増加と若年層の入職の減少が、主な要因として考えられます。

① 県内建設業許可業者数

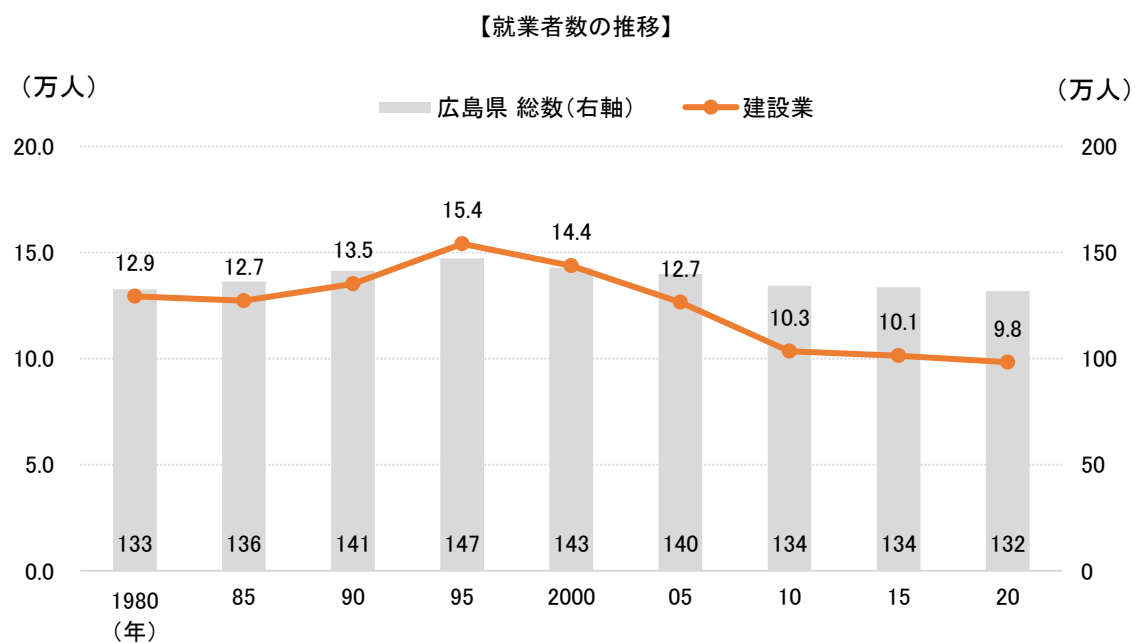
本県の建設業許可業者数は、全国と同様に推移し、平成 12（2000）年の 15,135 業者をピークとし、平成 30（2018）年の 11,595 業者を底に増加に転じており、令和 8（2026）年には 12,047 業者まで回復しています。



出典：報告書のデータ（出所：国土交通省「建設総合統計」）を基に広島県が作成

② 就業者数

広島県の総就業者数及び建設業の就業者数は、ともに平成7（1995）年をピークに減少が続いています。産業全体では緩やかに減少している一方、建設業はその減少幅が大きくなっています。今後予測される人口減少を踏まえると、多くの地域では建設業の就業者数を維持していくことが困難になると予想されます。

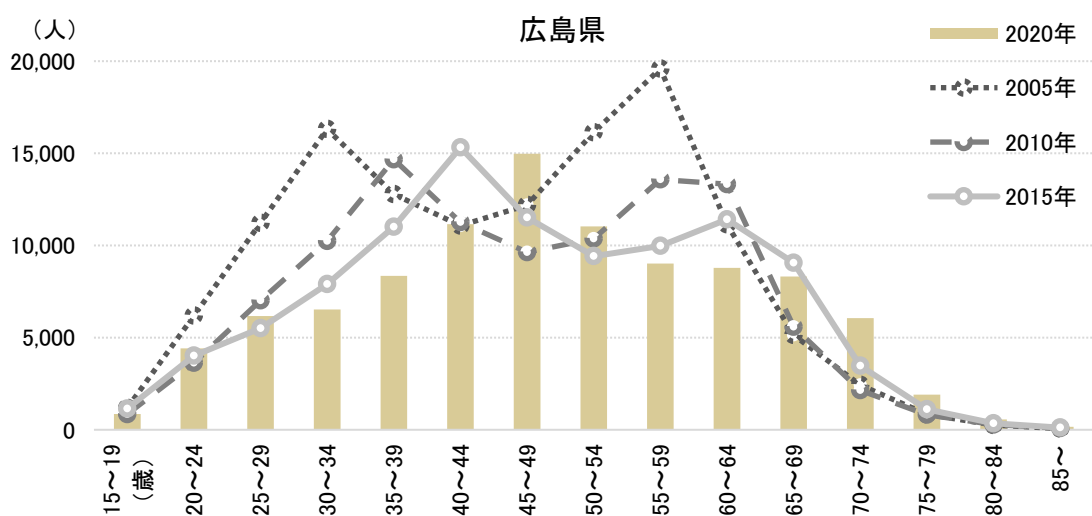


出典：総務省「国勢調査」

③ 就業者の年齢構成の推移

建設業の就業者全体における年齢構成の推移を見ると、平成 17（2005）年時点で就業者数の多い年齢階級であった 55 歳～59 歳の層は、退職・離職等により令和 2（2020）年には大幅に減少しています（令和 2（2020）年時点の 70 歳～74 歳の層）。また、令和 2（2020）年時点では 45 歳～49 歳の層が最も多いですが、それより若い世代の就業者は減少傾向で推移しています。

【就業者の年齢構成の推移】



出典：総務省「国勢調査」

(3) 県内建設事業者の経営状況

- 県内建設事業者の元請完成工事高は平成 22 (2010) 年度以降上昇傾向にあります。
- 一方で、建設事業者の経営状況は、地域・経営規模等により格差が生じています。

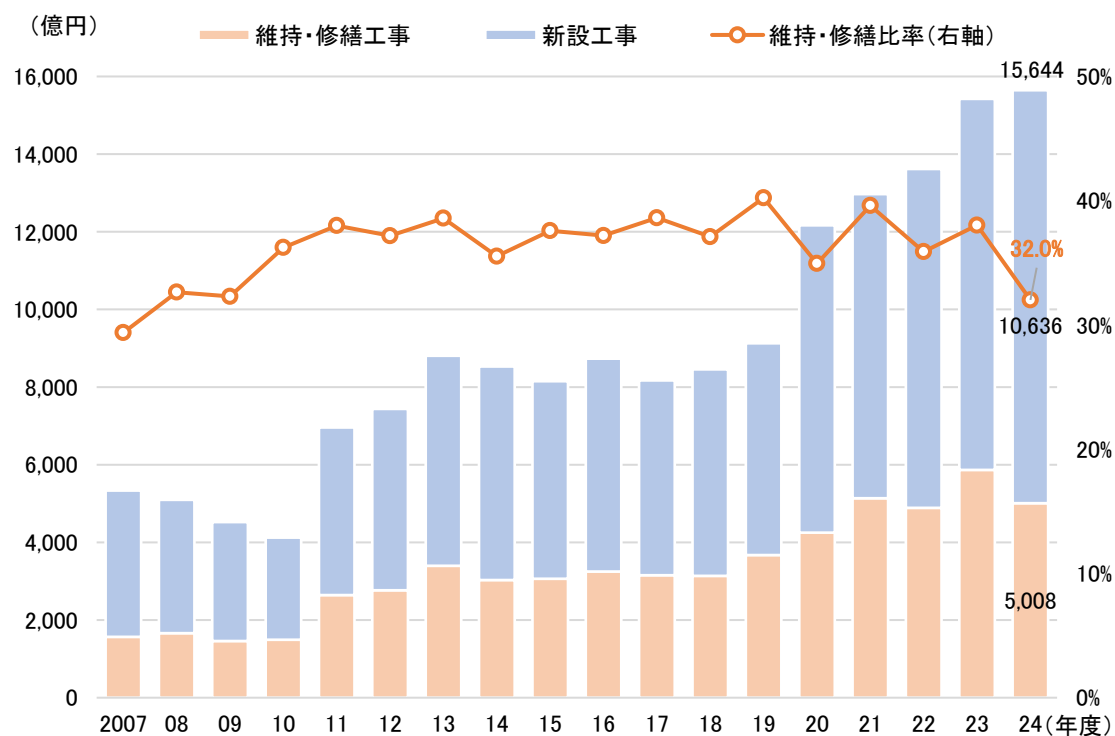
① 元請完成工事高

県内建設事業者の元請完成工事高は、建設投資額の回復と並び、平成 22 (2010) 年度の 4,124 億円を底として回復してきており、令和 6 (2024) 年度は 1 兆 5,644 億円と、近年でも高い水準となっています。

内訳をみると、維持・修繕比率は平成 20 (2008) 年度以降 30% 台で推移を続けており、令和 6 (2024) 年度は全体の 32.0% (5,008 億円) を占めています。既存インフラの維持管理・長寿命化へのシフトが進んでいることを示しており、今後もこの傾向は続くことが見込まれます。

一方、新設工事の金額は平成 24 (2012) 年度以降ほぼ横ばいで推移していましたが、令和 2 (2020) 年度から増加に転じ、令和 6 (2024) 年度には 1 兆 636 億円と、直近 18 年で最高額となりました。

【元請完成工事高に占める維持修繕比率の推移 (広島県)】

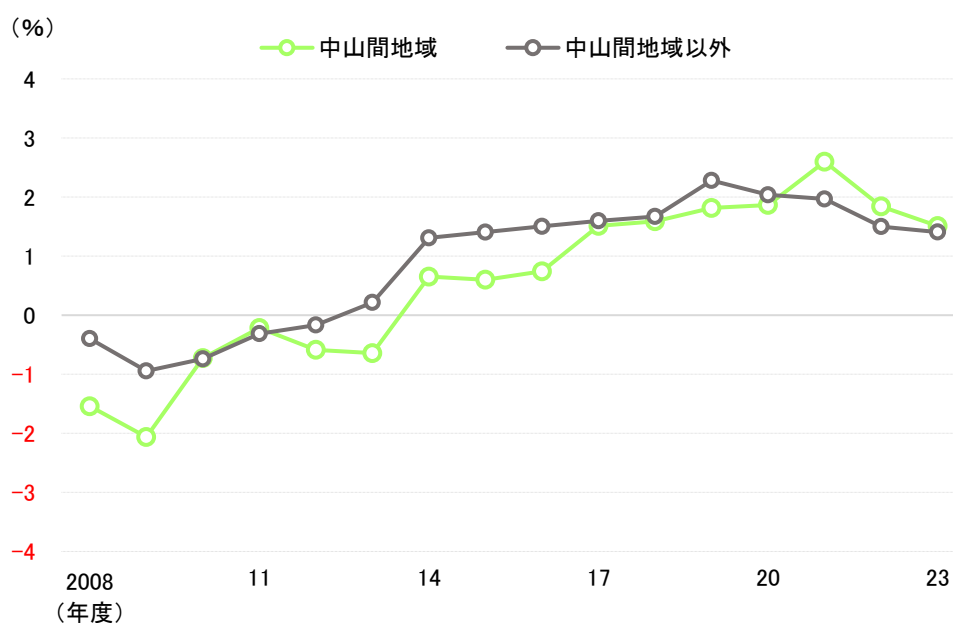


出典：国土交通省「建設工事施工統計」

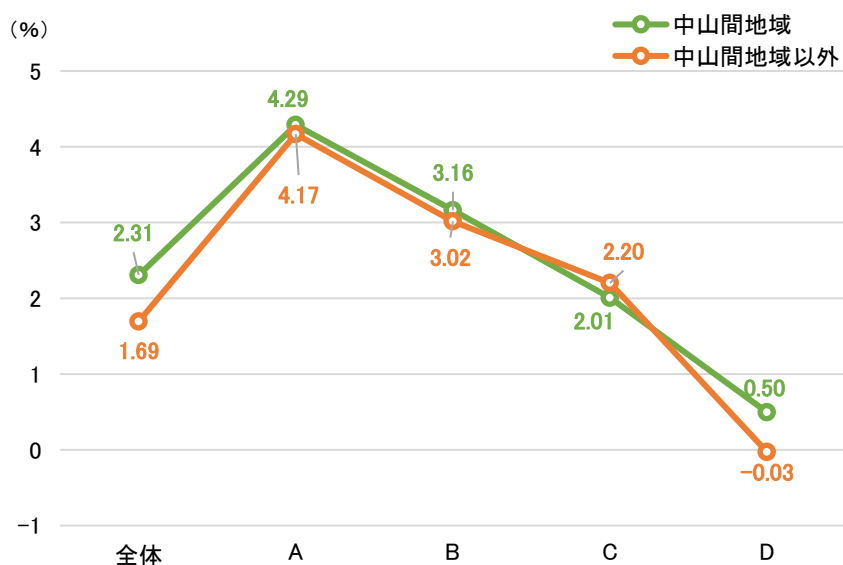
② 地域・土木一式格付別の経営状況

建設事業者（広島県建設工事等入札参加資格者）の経営状況のうち、事業者の収益性を表す売上高経常利益率については、近年、改善傾向にあります。土木一式格付別（A～Dランク）に比較すると、経営規模が小さくなるにつれ、事業者の数値が悪化しています。特にDランクの事業者の数値は、地域を問わず、全体から1.5ポイント以上悪化しています。

【売上高経常利益率の推移】



【地域・土木一式格付別の売上高経常利益率（令和5年度）】



* 地域・格付別に含まれる企業の平均値

出典：広島県「経営事項審査データ（令和5年4月時点）」

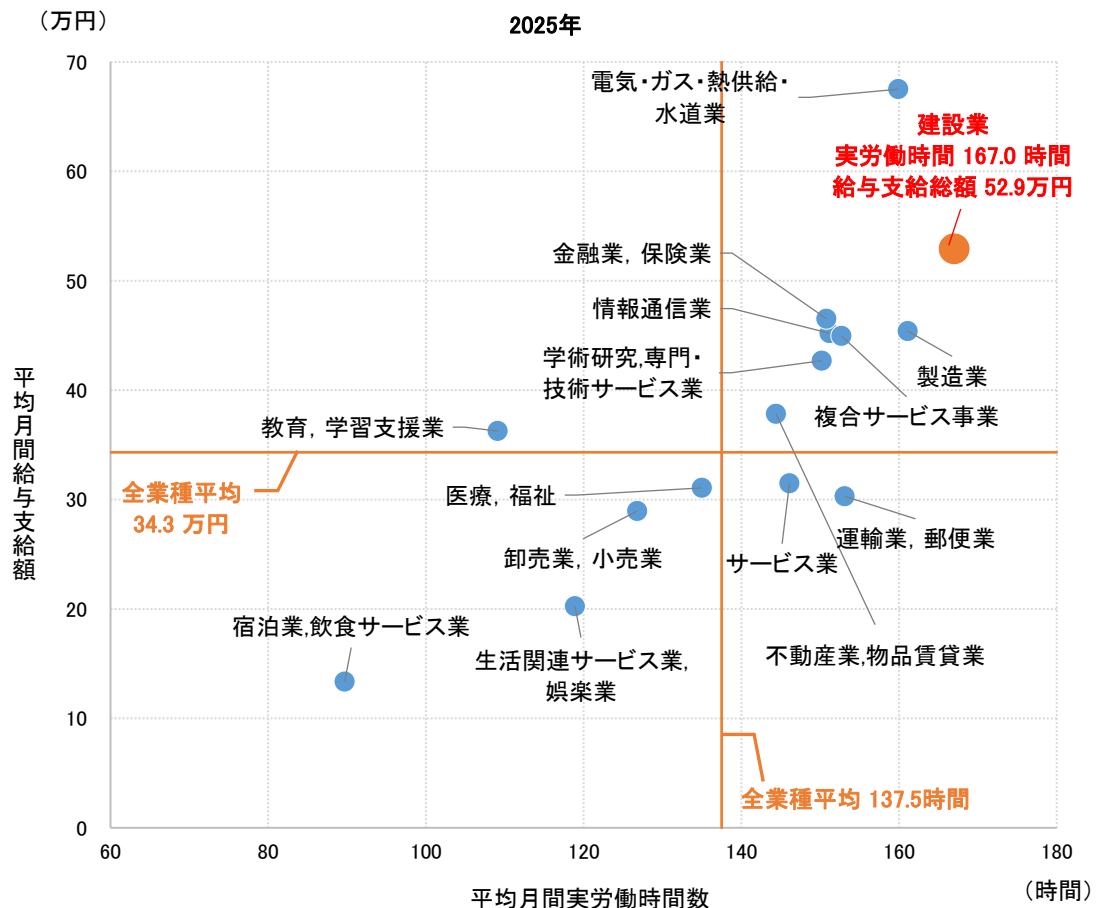
(4) 労働環境

- 建設業は他産業と比較して給与が高く、労働時間は長いという特徴があります。
- 有効求人倍率は他の職業より高い水準で推移しており、人手不足が常態化していることがうかがえます。

① 建設業の労働環境

令和 7（2025）年における 1 人当たり平均月間給与額と月間実労働時間について各産業と建設業を比較すると、給与水準は全業種の平均を上回り、「電気・ガス・熱供給・水道業」に次いで高くなっています。一方、労働時間については最も長くなっています。

【広島県の産業別給与・労働時間水準の比較（2025 年）】

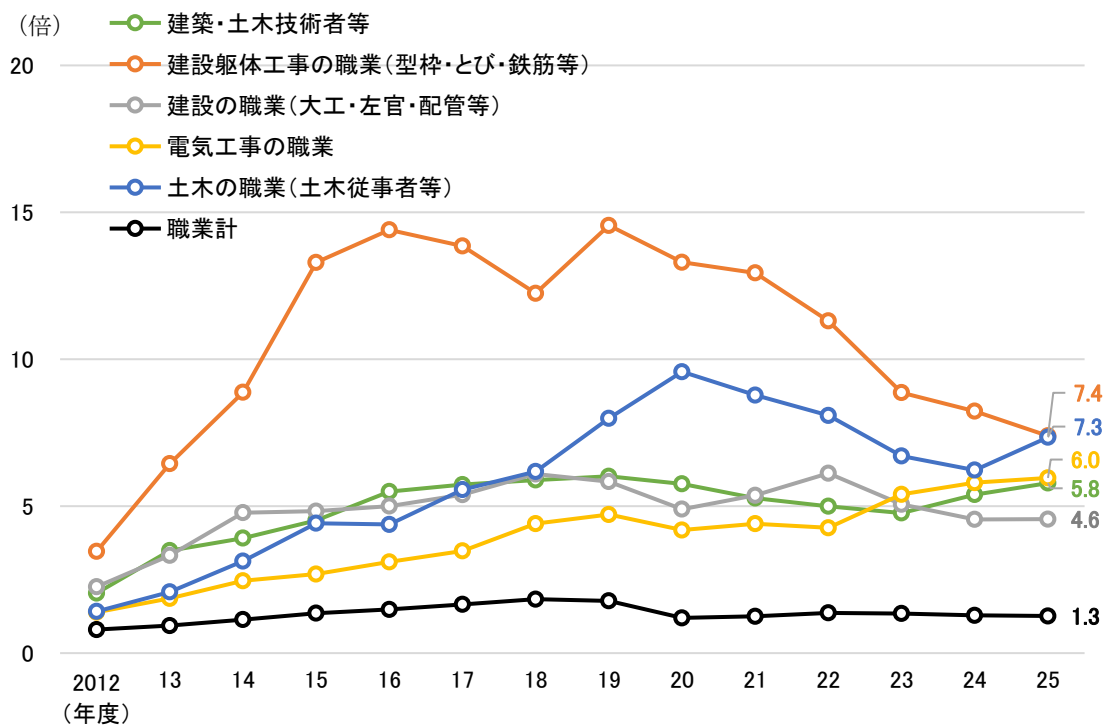


出典：報告書のデータ（出所：広島県「毎月勤労統計調査 地方調査結果」）を基に広島県が作成

② 有効求人倍率

県内の有効求人倍率について、全職種では1.3倍（令和7（2025）年度）と、求職よりも求人が上回っていますが、建設産業関係職種の有効求人倍率は、さらに高い水準で推移しています。

【広島県建設産業関係職種の有効求人倍率】



出典：報告書のデータ（出所：厚生労働省「職業安定業務統計」）を基に広島県が作成

3 前期計画（建設産業ビジョン 2021）の振り返り

- 計画に基づき、適切な積算に基づく入札の促進や、働き方改革、生産性向上、災害時の支援体制の確保等に取り組みました。
- 引き続き、より適切な競争が働く環境の整備や、建設産業の魅力発信、さらなる生産性向上、災害対応体制の維持・確保等の取組を推進していくことが必要です。

■分野 1 確かな競争力を発揮する建設産業

① 成果目標及び実績

指標	現状値	目標値	実績値
工事成績評定点（土木一式）の平均点	77.9 点 (H28-R 2)	80 点 (R 7)	79 点 (R 7)
工事の平準化率	0.78 (R 元)	0.90 (R 7)	0.93 (R 6)

② 主な成果

- ・ 第三次・担い手 3 法の全面施行に伴い、適切な積算に基づく適正価格での入札を促進するため、調査基準価格の算定方法の全国標準モデルへの見直しなどを検討（R 8. 6. 1 実施）
- ・ 技術力の高い業者が受注しやすい環境づくりを進めるため、総合評価落札方式の活用を拡大
- ・ 施工時期の平準化を促進するため、発注時に債務負担行為を積極的に活用

③ 課題

- ・ 担い手 3 法を踏まえ、より適切な競争が働くよう、更なる取組が必要
- ・ 相対的に点数の低い中小建設事業者の技術力向上の取組が必要
《参考》 R 7 末時点格付別成績評定状況（A:83 点、B:78 点、C:75 点）
- ・ 第 1 四半期に閑散期が発生しやすいため、更なる環境整備が必要

■分野 2 担い手確保と働き方改革

① 成果目標及び実績

指標	現状値	目標値	実績値
県発注工事における配置技術者の平均年齢	49.6 歳 (H28-R 2)	50 歳 (R 3-7)	52.3 歳 (R 7)
週休 2 日対象工事の発注件数	10 件/年 (R 2)	全工事 (R 7)	全工事 (R 7:817 件)

② 主な成果

- ・ 建設産業の現状（担い手確保の必要性・働き方改革の推進）が共有され、官民一体となった様々な取組を継続的に実施
- ・ 地域の建設事業者を維持していくため、地域維持型 J V などの制度を拡充

③ 課題

- ・ 担い手不足が深刻化しており、3 K イメージ払拭のための働き方改革の促進、魅力の発信が必要（更なる取組が必要）
- ・ 地域維持型 J V などの制度の活用が低調であり、更なる活用が必要

■分野3 建設産業の生産性向上

① 成果目標及び実績

指標	現状値	目標値	実績値
主要な土木構造物における C I M 業務の活用割合	10 件/年 (R 2)	100% (R 7)	100% (R 7)
I C T 活用工事（土工）の発注件数	9 件/年 (R 2)	全工事 (R 7)	全工事 (R 7:258 件)

② 主な成果

- ・ 建設現場の省人化・省力化や安全性向上を図るため、I C T 活用工事の適用を拡大
- ・ 設計から維持管理までのプロセス全体の効率化を図るため、プレキャスト製品を含む新技術の活用を推進

③ 課題

- ・ 中小建設事業者への浸透が不十分であり、活用の促進が必要
《参考》 R 7 末時点 I C T 活用工事の経験状況（A:90.2%、B:53.3%、C:18.5%）
- ・ 人手不足に対応するため、更なる新技術の活用が必要

■分野4 災害時に力を発揮する建設産業

① 成果目標及び実績

指標	現状値	目標値	実績値
県、市町及び事業者団体による災害協定	— (R 2)	協定締結 (R 7)	協定締結等 (R 3 ほか)

② 主な成果

- ・ 災害協定（コンサル）の締結（R 3）や登録制度（建設事業者）の創設（R 4）を行い、運用を開始。災害時の支援協力に係る一定の体制を確保

③ 課題

- ・ 災害時の迅速な対応が困難な地域の発生が懸念されるため、体制の維持・確保が必要

4 建設産業を取り巻く環境

- 自然災害リスクの増大やインフラ老朽化の進行などが懸念される一方で、担い手不足が急速に進行しています。
- こうした中、建設業がその役割を果たし続けられるよう、第三次・担い手3法が全面施行され、新たな取組が始まっています。

(1) 取り巻く環境

① 将来の担い手不足

令和6（2024）年度からの時間外労働の上限規制等の影響（工期の遅れや受注減、建設業従事者の収入減）や、生産年齢人口の減少、就業者の高齢化の急速な進行等により、建設事業者の将来の担い手不足や次世代への技術承継が懸念される状況となっています。

② 自然災害リスクの増大

近年、気候変動に伴う気象災害の激甚化・頻発化に加え、近い将来の南海トラフ地震等の発生も想定されており、災害発生時には速やかな復旧・復興の取組が求められています。

③ インフラの老朽化の進行

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が深刻になっており、計画的な維持管理・更新を実施していますが、今後、建設から50年以上経過する施設の割合が加速度的に増加します。

④ デジタル技術等の進展

デジタル技術が社会のあらゆる場面に広がる中で、現場の効率化に資するデジタル技術や新技術の更なる活用による取組が求められています。

⑤ 物価高騰

原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰し高止まりが継続しています。労務費も平成25（2013）年度から上昇が継続し、適切な価格転嫁の取組が求められています。

(2) 新たな動き

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業がその役割を果たし続けられるよう、「担い手確保」「生産性向上」「地域における対応力強化」を目的に、令和7（2025）年12月、第三次・担い手3法^(※)が全面施行されました。

※ 建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律

5 本県建設産業の課題

- 建設産業の担い手不足が深刻化する中、処遇や労働環境の改善が求められています。また、若年層への魅力発信や多様な人材の活躍促進が必要です。
- こうした中で、インフラの機能を維持・確保していくためには、デジタル技術の活用による業界全体の生産性向上や災害対応力の強化などによる、これまで以上に、効果的・効率的なインフラマネジメントが必要とされています。

(1) 担い手確保

建設産業の担い手不足が深刻化する中、自然災害リスクの増大やインフラ老朽化の進行といった環境変化に対応していくためには、若年層に対し建設産業への就業・定着を促し、中長期的な担い手を確保することが必要であり、賃上げによる処遇改善に加え、長時間労働の是正、週休2日といった柔軟な働き方への対応など、働き方改革の推進が重要です。

このため、第三次・担い手3法の趣旨に沿って、適正な労務費等の確保や適正な工期設定等の取組を進め、技術力に基づく健全な競争環境を構築していく必要があります。

また、若年層を主なターゲットとした、建設産業の魅力を認識してもらうための魅力発信や、女性・外国人など多様な人材の活躍促進などにも取り組むことが求められます。

(2) 生産性向上

社会資本の整備や維持管理などの担い手不足が一層深刻なものとなると見込まれることから、将来にわたって持続可能なインフラマネジメントに向けた取組を推進していくため、デジタル技術や新技術を活用した業務の効率化・高度化が必要です。しかし、特に中小建設事業者においては、デジタル技術の活用が進んでいないことから、中小建設事業者への普及促進を図り、業界全体の生産性を向上していくことが必要です。

(3) 地域における対応力強化

本県は豪雨による土砂災害が頻発する地域のため、災害対応力を高める必要があります。また、特に中山間地域では、「地域の守り手」である建設事業者が不足し、将来的にインフラの維持管理が困難になるおそれがあり、地域経済や県民の安全で安心な生活に支障が出る懸念されます。このため、発災時の緊急対応を担う建設事業者の確保など対応力の強化を図っていくことが必要です。

第3章 持続可能な建設産業の実現に向けて

1 方向性

本県は瀬戸内海沿岸から中国山地まで広い県土を有しており、地域によって地理・地形や人口構造、産業構造等が異なります。このため、本ビジョンが目指す姿の実現に向けては、それぞれの地域の建設産業が抱える諸課題に対して、地域の実情に応じたきめ細かな取組を行います。

2 取組の概要

目指す姿の実現に向け、「健全な競争環境の整備」を土台としつつ、第三次・担い手3法の改正目的である「担い手確保」「生産性向上」「地域における対応力強化」の3分野を柱に、本県の現状・課題に即した取組を推進します。

分野1 担い手確保

取組方針	取組項目
処遇改善	適正取引の推進
	経験・技能に応じた賃金支払い
働き方改革	労働環境の改善
	適正な工期設定と施工時期の平準化
	公共工事の発注見通しの計画的な公表
担い手の確保・育成	若者の入職促進
	多様な担い手確保に向けた取組の充実
	技能・技術力向上に向けた支援

分野2 生産性向上

取組方針	取組項目
インフラマネジメントにおけるDXの推進	調査・設計段階の高度化・効率化
	施工段階の高度化・効率化
	維持管理段階の高度化・効率化
	デジタル技術の普及に向けた市町との連携
新技術等の活用	新技術・新工法の活用
	建設分野の革新技术活用制度の活用促進

分野3 地域における対応力強化

取組方針	取組項目
地域建設産業の強化	地域特性に対応した競争環境の整備
	地域の建設事業者の確保・育成
災害対応力の強化	協力建設事業者登録制度等を活用した迅速な応急対応
	発災時の緊急対応を担う建設事業者の確保
	緊急時の適切な入札契約方式の活用

取組の土台 健全な競争環境の整備

取組方針	取組項目
工事品質の向上	技術力等による適正な競争の推進
	優良な事業者に対する表彰制度の適切な運用
公正な競争の促進	ダンピング対策の強化
	不正行為の排除の徹底

3 分野別の取組方針

分野1 担い手確保

若者に選ばれる建設産業になることが必要です。

- 将来にわたって担い手を確保するため、適正な水準の労務費等や賃金支払いの確保に向けた取組を推進します。
- 建設現場の働き方改革を推進するため、県発注工事において、適正な工期設定や施工時期の平準化等の取組に加え、週休2日制促進や猛暑対策などに先導的に取り組みます。
- 若年層に対し建設産業への就業を促すため、魅力発信・入職支援や、離職防止に向けた継続教育等の取組も中長期的な視点に立って継続的に実施します。

【成果目標】

- ✓ 建設業に就職したい（又は家族等に勧めたい）と考える県民の割合を令和12年度に11.7%にします。

指標	現状値（R8.8）	目標値（R12）
建設業に就職したい（又は家族等に勧めたい）と考える県民の割合	11.1%	11.7%

- ✓ 県発注工事における若手技術者の配置割合を維持します。

指標	現状値（R7）	目標値（R12）
県発注工事に配置される主任（監理）技術者のうち40歳以下の割合	19%	19%

■ 取組方針1：処遇改善

適正な労務費等が確保され、技能労働者に行き渡るよう、第三次・担い手3法の周知や実効性確保の取組を進めるとともに、県発注工事における先導的な取組等により適切な積算と価格転嫁を推進します。また、県発注工事においてCCUSの活用促進を図ることで、技能労働者の確保・育成と処遇の改善を図ります。

□ 1-1 適正取引の推進

(1) 適正な請負代金・労務費等の確保

- ・ 担い手3法の適切な運用に向けて、発注者、元請業者、下請業者、一人親方などのターゲット別に様々な方法により法令の認知度の向上を図ります。
- ・ 適正な労務費の確保及び支払いの実効性を確保するため、労務費ダンピング調査の実施やコミットメント制度の導入を行います。

(2) 適切な積算と価格転嫁

- ・ 建設産業を取り巻く環境を踏まえ、適宜、積算単価を改定し、適正な請負代金を設定するよう取り組みます。
- ・ 適正な請負代金を設定するため、主要資材の動向調査を継続し、最新単価で積算するよう取り組みます。
- ・ 社会情勢の変化に伴う物価の変動等による受注者の負担が生じないよう、スライド条項を適切に活用します。

□ １－２ 経験・技能に応じた賃金支払い

(1) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進

- ・ 技能労働者の確保・育成と処遇の改善に向け、キャリアパスの見える化を促進するよう、発注者指定型のCCUS活用工事の対象工事を拡大します。
- ・ CCUSの活用状況を踏まえ、工事成績評定での評価を厳格化します。
- ・ CCUSに関する事業者登録及び登録技能労働者割合に応じて入札参加資格認定における加点評価を行うなど、活用促進に向けた取組を行います。

■ 取組方針 2：働き方改革

他産業と遜色ない建設産業の働き方の実現に向け、猛暑日などの自然条件を踏まえた適切な工期の設定など、県発注工事を通じた先導的な取組等により、現場従事者が働きやすい労働環境の整備を目指します。

□ 2-1 労働環境の改善

(1) 週休2日制の適切な運用

- ・ 週休2日制や週休2日交替制など、現場条件や自然条件などに応じた適切な制度を運用します。
- ・ 週休2日に取り組みやすい労働環境の整備を促進するため、県の週休2日制の取組などを市町に共有し、市町の入札契約制度の整備を支援します。

(2) 猛暑日等の自然要因への対応

- ・ 現場従事者の働きやすい職場環境の確保に向け、猛暑日などを考慮した工期設定や作業休止を踏まえた工期延長など、適切な工期の設定に取り組みます。
- ・ 現場従事者の働きやすい職場環境の確保に向け、猛暑時間帯の現場作業を回避できるクールワークタイムを発注者と協議し設定できるよう改善します。
- ・ 現場従事者の働きやすい職場環境の確保に向け、猛暑対策に必要な経費等や工期延長に伴う増加費用を積算に計上するよう取り組みます。

(3) 安全や健康に配慮した設計・施工の推進

- ・ 適切な作業時間の設定及び工事書類作成に要する時間の縮減を図るため、ウィークリースタンスの徹底や工事書類の簡素化に取り組みます。
- ・ 県でのウィークリースタンスや工事書類の簡素化の取組などを市町に共有し、市町の制度の整備を支援します。
- ・ 建設事業者に向けた説明会や立入検査等において、関係法令の遵守徹底や意識啓発を図ります。

(4) デジタル技術の活用の促進

- ・ 現場施工における効率的な時間の活用を図るよう、遠隔臨場の適用工事の拡大や遠隔実地検査の活用に取り組みます。
- ・ 現場技術者の労働環境の改善を促進するため、バックオフィスから現場を支援する建設ディレクターの導入に向けたセミナーの開催などに取り組みます。

(5) 企業の取組支援

- ・ 建設労働者の新規雇用の拡大に向けて労働環境改善に取り組もうとする県内の中小建設事業者に対し、その費用の一部を支援します。

□ 2－2 適正な工期設定と施工時期の平準化

(1) 適正な工期の設定

- ・ 関係機関との調整状況、出水期や冬季施工不可能期間等の施工環境条件、個々の工事の条件等を加味し、適切に所要日数を算定し工期を設定します。

(2) 施工時期の平準化

- ・ 年間を通じて発注時期に偏りが生じないよう、債務負担行為等を活用した早期発注を行うことで、適切な工期を設定し施工時期の平準化を推進します。
- ・ 閑散期、繁忙期の差を減らすよう工事着手日選択型契約方式を活用します。

□ 2－3 公共工事の発注見通しの計画的な公表

(1) 発注見通しの計画的な公表

- ・ 建設事業者が受注計画を立てやすいように、通年の発注見通しを早期に公表し、建設事業者が計画的に受注できる環境を整備します。

(2) 発注者間の連携促進

- ・ 建設事業者が受注計画を立てやすくなるよう、国や市町と連携して発注計画を公表します。

■ 取組方針 3：担い手の確保・育成

建設産業への入職を促進するため、業界団体と連携したイベントの開催や動画コンテンツの作成等により建設産業の魅力を発信するほか、セミナーの開催や技術者の能力評価を通じて、若手の定着・育成に取り組めます。

□ 3-1 若者の入職促進

(1) 未就学児・小中学生等向け魅力発信

- ・ 未就学児や小中学生など次世代の建設産業を担う世代を対象に、遊びを通じて建設産業の魅力を体験できるイベントを業界団体と連携して開催します。

(2) 学生・転職希望者向け魅力発信・就職支援

- ・ 建設企業の事業内容等を紹介するガイダンス、若手技術者等との意見交換や工事現場見学等を行う学校説明会を業界団体と連携して開催します。
- ・ 技能系職種の魅力発信のため、建設産業の様々な職種が体験できるイベントの実施や動画コンテンツを活用した広報などを実施します。

(3) 若手技術者配置の評価

- ・ 若年層の育成・確保に向け、若手優秀技術者表彰制度を引き続き実施するとともに、対象工事を拡大します。
- ・ 総合評価落札方式において、若手優秀技術者表彰制度で表彰された技術者を適切に評価します。

□ 3-2 多様な担い手確保に向けた取組の充実

(1) 若者・女性の活躍支援

- ・ 若者・女性など多様な人材の建設産業への就業を促進するため、建設ディレクターの導入支援をはじめとする建設事業者向けのセミナーを実施します。

(2) 外国人材の就労環境整備

- ・ 外国人材が円滑かつ適切に就労し、受入企業で活躍しながら、安心して生活できる環境の整備に取り組めます。

□ 3-3 技能・技術力向上に向けた支援

(1) セミナーの開催

- ・ 若手の離職防止や技術力向上のため、若手技術者のスキルアップにつながるオンラインセミナーを実施します。

(2) 施工能力の評価

- ・ 総合評価落札方式において、登録基幹技能者の評価対象の拡大や現場配置を評価するなど、技能労働者の育成を促進する取組を実施します。

(3) 継続教育（CPD）の取組推進

- ・ 技術者の継続教育（CPD）の単位数について、県の入札参加資格審査や県発注工事の総合評価落札方式において適切に評価することにより、技術者の能力の維持・向上を支援します。

分野2 生産性向上

I C T建設機械やA Iなどを活用した生産性の向上が必要です。

- 担い手不足が深刻化する中で、効率的に業務を行うため、県発注工事において、調査・設計・施工から維持管理までのあらゆる段階において、デジタル技術の活用を推進します。
- また、施工の省人化・省力化に向けて、新技術や新工法を積極的に活用します。

【成果目標】

- ✓ 県発注工事における中小建設事業者のI C T活用工事の経験割合を令和12年度に70%にします。

指標	現状値（R7）	目標値（R12）
中小建設事業者（B、C、Dランク）のうちI C T技術を活用した工事を経験した事業者の割合	39%	70%

■ 取組方針4：インフラマネジメントにおけるD Xの推進

社会資本整備の調査・設計・施工から維持管理のあらゆる段階において、I C T建設機械による施工やA Iを活用した点検技術などによるインフラマネジメントの高度化・効率化の推進に向け、県発注工事を通じた先導的な取組等を実施します。

□ 4-1 調査・設計段階の高度化・効率化

(1) B I M／C I Mの活用

- ・ 構造物の品質確保や生産性の向上を図るため、構造物の3次元モデルに加え、構成する部材等の名称、形状、物性値（強度等）などの属性情報を併せ持つB I M／C I Mモデルを構築する調査設計業務の実施を推進します。

□ 4-2 施工段階の高度化・効率化

(1) I C T等のデジタル技術の活用促進

- ・ 建設現場の更なる省人化・省力化を促進するため、簡易型も含め、発注者指定型の適用工事を拡大し、デジタル技術の活用促進に取り組みます。
- ・ I C T活用が進んでいない中小建設事業者等に対し、I C T等デジタル技術の活用によって得られる効果や機器導入時の助成制度などの周知に取り組みます。

(2) I C T等のデジタル技術活用の人材育成

- ・ 建設事業者を対象として、ニーズやスキルに応じた研修など段階的・実践的な人材育成に取り組みます。
- ・ 建設現場の更なる省人化・省力化を促進するため、I C T活用工事に必要なデータの

処理や作成等を行い、建設現場の技術者をサポートする「建設ディレクター」の導入に向けた支援に取り組みます。

(3) 建設分野へのフィジカルA I の導入検討

- ・ A I を機械やロボット等と統合したフィジカルA I を受け入れる環境整備に向けて、建設分野への導入を検討します。

□ 4－3 維持管理段階の高度化・効率化

(1) 効率的な維持管理

- ・ 「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づき、ドローンやセンサー、A I 等を活用し、既存インフラにおける点検や維持管理などの高度化・効率化を推進します。

□ 4－4 デジタル技術の普及に向けた市町との連携

(1) デジタル技術の活用促進に向けた連携の拡大

- ・ 市町を含む受発注者のデジタルリテラシー向上によって、I C T等のデジタル技術の普及促進を図るため、市町と連携して研修や現場見学会の開催などに取り組みます。

■ 取組方針 5：新技術等の活用

建設産業の更なる生産性向上を図るため、民間等で開発された優れた新技術・新工法を活用する等、建設現場の省力化や効率化に向けた取組を進めます。

□ 5－1 新技術・新工法の活用

(1) 施工の効率化等に向けた新技術・新工法の活用促進

- ・ 全国の活用事例などを踏まえ、コンクリートのプレキャスト化の推進など、建設現場の省力化や効率化に向けた取組を進めます。

□ 5－2 建設分野の革新技术活用制度の活用促進

(1) 建設分野の革新技术活用制度の活用拡大

- ・ 公共土木施設の調査・設計・施工・維持管理のあらゆる段階において、施設の長寿命化技術、インフラ整備等の効率化・高度化に資する革新技术活用制度に基づく登録技術数の拡大を促進するとともに、登録技術の活用件数の拡大に取り組みます。

(2) 総合評価落札方式等による適切な評価

- ・ 総合評価落札方式における登録技術の活用実績の評価による制度の更なる活用・促進に取り組みます。

分野3 地域における対応力強化

地域の対応力の充実・強化が必要です。

- 地域の建設産業の担い手確保に向け、発注標準や入札参加要件を適切に設定し、受注機会の確保を図るとともに、地域維持業務の複数年契約や、合併特例制度等の運用を継続します。
- 災害時の迅速な応急対応・復旧に向け、災害時の協力建設事業者登録制度等を活用した体制の拡充、復旧を担う建設事業者の確保・評価、緊急性に応じた入札契約方式の活用を行います。

【成果目標】

- ✓ 災害時の協力建設事業者登録制度の登録事業者数を令和12年度に690者にします。

指標	現状値（R7）	目標値（R12）
災害時の協力建設事業者登録制度の登録事業者数	589 者	690 者

■ 取組方針6：地域建設産業の強化

地域の建設産業が持続的に確保・育成されるよう、地域の実情を踏まえ、公共工事等の格付別発注標準金額や入札参加要件等を適切に設定します。

また、建設事業者の事業承継等の促進を図るなど、地域の建設事業者間の連携強化に向けた取組を推進します。

□ 6-1 地域特性に対応した競争環境の整備

(1) 地域の建設産業の受注機会の確保

- ・ 特に中山間地域において、将来にわたり地域の担い手を確保するため、地域の建設産業の実態を踏まえ、格付別発注標準金額や入札参加要件を検討します。
- ・ 高い技術力を持ち受注意欲ある事業者がそれぞれの地域で活躍できるよう、地域の実情に応じた柔軟な技術要件の運用、地域性を考慮した業者選考等の取組を推進し、各地域で弾力的に対応できる入札契約制度への改善を検討します。

□ 6-2 地域の建設事業者の確保・育成

(1) 地域の担い手の確保

- ・ 県発注工事について、県の「社会資本未来プラン」に基づき、国の予算など有利な財源を最大限活用しながら、必要な事業量の安定的な確保に努めます。
- ・ 担い手が少ない地域では、債務負担行為を活用した地域維持業務の複数年契約や、複数の企業が合同して維持業務を実施する地域維持型JV制度を継続し、地域の担い手

の安定的な確保に努めます。

- ・ また、建設事業者の協業化の促進を図るため、入札参加における合併会社の特例制度を延長します。

(2) 建設産業の従事者の確保

- ・ 地域における担い手確保のため、若手技術者等との意見交換会や工事現場見学を行う説明会を地域の学校で開催します。
- ・ 若手技術者のスキルアップや離職防止につながるセミナーを、県内各地から参加しやすいようにオンライン方式で開催します。

■ 取組方針 7：災害対応力の強化

災害が激甚化・頻発化する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務となっています。

今後大規模災害が発生したときに迅速に対応できるよう、災害対応の担い手の維持・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備を進めます。

□ 7-1 協力建設事業者登録制度等を活用した迅速な応急対応

(1) 協力建設事業者登録制度等を活用した体制の拡充

- ・ 本県では、これまで災害時の協力建設事業者登録制度等を運用し災害時に地域で迅速に対応できる体制を確保してきており、これらの取組を一層拡充します。

□ 7-2 発災時の緊急対応を担う建設事業者の確保

(1) 災害復旧工事に尽力した建設事業者に対する適切な評価

- ・ 早期の復旧・復興に向け、災害復旧工事を積極的に受注し、施工した建設事業者に対して、総合評価落札方式や災害実績条件付一般競争入札による適切な評価を行います。
- ・ 災害登録制度の登録要件等を付した新たな一般競争入札制度の創設を検討します。

□ 7-3 緊急時の適切な入札契約方式の活用

(1) 状況に応じた適切な入札契約方式の活用

- ・ 災害発生時に、迅速に工事着手できるよう、緊急性に応じて、随意契約・指名競争入札や一抜け方式など、入札契約方法を適切に選定します。
- ・ また、厳しい現場条件の箇所については、見積により予定価格を算出するなど、実情に応じて柔軟に対応します。

取組の土台 健全な競争環境の整備

技術力の高い事業者が受注できる競争環境の整備が必要です。

- 計画的かつ効率的に社会資本の整備・維持管理を行うためには、事業者の技術力を高めることが重要です。このため、価格及び品質が総合的に優れた者を落札者とする総合評価落札方式の活用などにより、技術力の高い事業者の受注機会を確保するとともに、ダンピング受注の排除や、適正な賃金の支払いとその原資の確保を前提とした、健全な競争環境を整備します。

【成果目標】

- ✓ 工事成績評定点（土木一式）の平均点を令和12年度に81点（A：82、B：80、C：78）にします。

指標	現状値（R7）	目標値（R12）
工事成績評定点（土木一式）の平均点	79点 (A:82、B:78、C:76)	81点 (A:82、B:80、C:78)

■ 取組方針8：工事品質の向上

将来にわたって公共工事の品質確保を図るため、公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、地域の実情等に応じて総合評価落札方式や工事成績条件付一般競争入札の活用を進めます。

□ 8-1 技術力等による適正な競争の推進

(1) 予定価格の事後公表の拡大

- ・ 現在、建設工事で実施している予定価格の事後公表について、競争性のある入札、適正価格での受注及び事業者の積算能力の向上を図るため、予定価格の事後公表の拡大を行います。

(2) 総合評価落札方式における評価項目の見直し等

- ・ 技術力の高い事業者を適正に評価するとともに、将来にわたって技術力・競争力を維持していくために、運用状況を踏まえた評価項目の見直し等に取り組みます。

(3) 工事成績条件付一般競争入札の活用

- ・ 優良な県内建設事業者の受注機会の確保を図るため、これまでの工事成績評定点の推移等を踏まえ、入札参加の要件となる平均工事成績評定点を見直します。

(4) 立入検査の継続

- ・ 工事の品質向上につながるよう、施工体制や事務的整理の状況を点検する施工体制等立入り点検を継続するとともに、検査内容を適宜見直します。

(5) 工事目的物等の品質確保に向けた入札契約方式の活用

- ・ 工事目的物や成果物の品質の確保を図るため、事業者の技術力を適切に評価する総合評価落札方式などの入札契約方式を積極的に活用します。

(6) 説明会の開催

- ・ 建設工事の品質確保を図るため、建設事業者の技術力向上に向けた施工管理の方法などを周知する説明会を開催します。

□ 8－2 優良な事業者に対する表彰制度の適切な運用

(1) 技術力の高い事業者への適切な評価

- ・ 技術力の高い事業者を適切に評価するため、表彰対象となる成績評定点について、各業種の成績評定点の推移等を踏まえ、評価基準を見直します。

■ 取組方針 9：公正な競争の促進

県発注工事における入札契約手続の公正性・透明性を確保するため、低入札価格調査制度の適切な運用や、ダンピング対策を拡充するとともに、引き続き、談合等の不正行為を行う建設事業者の排除を徹底します。

□ 9-1 ダンピング対策の強化

(1) ダンピング受注の排除強化

- ・ 労務費等の必要な経費が確保された適正な競争環境を整備するため、官積算をベースに設定された中央公契連モデルなど全国標準となっている基準に基づく低入札価格調査制度を適正に運用します。
- ・ 入札時における労務費のダンピング調査を実施するなど、ダンピング受注の排除強化に取り組みます。

(2) 契約後モニタリングの強化

- ・ 適正な労務費等の確保・行き渡りを促進するため、コミットメント制度を導入し、労務費及び賃金の支払い状況等を確認できる仕組みを構築します。また、その実効性の確保に向けた取組を検討します。

□ 9-2 不正行為の排除の徹底

(1) 指名除外基準の見直し

- ・ 不正・不適切な行為に対する指名除外について、より実態に即した基準となるよう、必要に応じて運用基準の見直しを行います。

《参考資料》 用語解説

(五十音順)

用語	意味	該当頁
I C T	情報通信技術(Information and Communication Technology)の総称	17,28,29
I C T 活用工事	I C T 機器やデータ(3次元設計データ等)を用いて施工の効率化・省人化・品質確保を図る工事	17,28
A I	人工知能(Artificial Intelligence)のこと	28,29
一抜け方式	同一日に開札する複数の入札で、先に一つの案件で落札者(又は落札候補者)となった業者の、その後の案件への入札を自動的に無効とする制度	33
一般競争入札	国や地方自治体等が、発注の際に不特定多数の参加者を広く公募し、最も有利な条件(原則として最低価格)を提示した事業者と契約を結ぶ入札方式	33,34
インフラマネジメント	点検・補修・更新を計画的に行うことにより、インフラ機能を効率的に維持・管理していく取組	19,28
遠隔臨場	離れた場所から映像通信等で発注者や監督員が工事の確認・立会を行う仕組み	24
遠隔実地検査	現地に赴かず映像通信等で検査員が出来形・品質等の実地検査を行う手法	24
価格転嫁	資材費・労務費等の上昇分を受注価格に適切に反映させること	18,22,23
加点評価	入札参加資格や総合評価で一定の取組・実績に点数を上乗せして評価すること	23
週休2日交替制	現場に従事する人が交替しながら休みを取り、各々の従事期間において毎週2日間以上の休日を確保する勤務形態	24
官積算	国や地方自治体等の発注者が工事に必要な費用の予定価格を算出する作業	36
技術要件	入札参加に当たり発注者が求める実績・技術力・技術者配置などの条件	31
協力建設事業者登録制度	災害時の応急対応等に協力できる建設事業者を事前登録し体制確保する制度	31,33
建設キャリアアップシステム(CCUS)	技能者の資格・就業履歴等を登録し能力評価や処遇改善に活用する仕組み	22,23
建設ディレクター	建設現場の技術者(現場監督など)をバックオフィスから支え、書類作成やデータ整理などを分担する職域/人材	24,26,29
工事成績評定	発注者が施工状況・品質等を評価し点数化する仕組み	16,23,34,35
工事成績条件付一般競争入札	過去の公共工事で工事成績が一定水準以上であることを参加条件にした入札方式	34

国土強靱化	災害に強い国土・地域づくりのための事前防災・減災等の取組	3,8
コミットメント 制度	工事契約において、受注者が適正な労務費や賃金を下請業者や 作業員へ確実に支払うことを発注者に約する制度	22,36
災害協定	災害時の応急対応等で行政と団体・企業が協力するための事前 協定	17
災害実績条件付 一般競争入札	災害復旧工事等の実績を要件とした入札方式	33
災害復旧工事	災害で損傷した公共土木施設を元の機能に戻すための工事	33
債務負担行為	地方自治体において複数年度にわたる支出を伴う契約等を可 能にする予算上の手続	16,25,31
(施工時期の) 平準化	工事の発注や施工の時期が特定の時期（年度末など）に偏らな いよう、年間を通して均等に分散させる取組	16,22,25
随意契約	競争入札によらず相手方を選定して契約する方式（災害時の迅 速対応等で用いられる）	33
スライド条項	物価・賃金等の変動が一定以上の場合に契約金額等を変更でき る契約条項	23
積算 (積算単価)	工事費を数量×単価等で算出する作業 (その際に用いる単価が積算単価)	16,22,23, 24,34
総合評価落札 方式	価格だけでなく技術提案・実績などの価格以外の要素も合わせ て総合的に評価し、最も優れた提案をした者を落札者とする入 札方式	16,26,27, 30,33,34, 35
(第三次・)担 い手3法	担い手確保・生産性向上・地域対応力強化等を目的に改正・施 行される関連3法の総称	3,4,16,18, 19,20,22
ダンピング	採算を大きく下回る低価格で受注しようとする事	22,34,36
調査基準価格	低入札価格調査制度で調査対象となるかどうかを判断するた めの基準となる価格	16
低入札価格調 査制度	著しく低い入札に対し、その価格で適正な工事や業務が本当に 履行できるかを発注者が事前に調査する仕組み	36
入札参加資格	公共工事等の入札に参加するために、事業者が事前に審査を受 けて登録する資格	13,23,27
B I M／C I M	3次元モデルに属性情報を付与し設計・施工・維持管理で活用 する手法	28
フィジカルA I	センサ等を通じて物理環境を認識し、A I が状況に応じて推 論・判断を行い、その結果に基づいて機械・ロボット等が物 理空間において行動するシステム	29
プレキャスト	コンクリート部材などを建設現場で直接コンクリートを流し 込んで固めるのではなく、あらかじめ工場で製造し、建設現場 へ運んで組み立てる工法	17,30
有効求人倍率	求職者1人当たりの求人件数を示す指標	14,15
労務費	労働者へ支払う基本給や手当などの直接的な賃金	18,19,22, 36

広島県建設産業ビジョン 2026

令和8年 12 月

広島県土木建築局
建設産業課・技術企画課・建設 DX 担当